

被扶養者を申請するときの提出書類

◆状況に応じて、下記以外にも追加書類の提出が必要な場合もあります。**下線付の書類は原本**をご提出ください。

それ以外はコピー可。

【◎：必須書類】【○：複数に該当する場合は該当するもの全て必要】【※：状況に応じて必要】

提出書類		続柄	配偶者	実子(養子)			兄弟・姉妹・孫 父母・祖父母 曾祖父母	その他の親族等	備考欄		
				18歳未満	18歳以上学生	18歳以上学生以外					
被扶養者異動変更届			◎	◎	◎	◎	◎	◎			
家族現況(実態)報告書			◎	※1	◎	◎	◎	◎	高校生以下は不要		
世帯全員の住民票(続柄省略不可) マイナンバーは「記載なし」を指定 ◆交付日から3カ月以内のもの			◎	◎	◎	◎	◎	◎			
在学証明書(学生証の写し不可)			-	◎※2	◎	-	-	-	発行先	各種学校から取り寄せ	
健康保険喪失証明書			○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3			
収入がない方	以前より無職無収入の方		◎	※1	-	◎	◎※4	◎※4	発行先	居住地の市区町村役場	
	3年以内に退職した方	全員	◎	※1	-	◎	◎	◎			
		受給中/受給終了	◎	※1	-	◎	◎	◎	発行先	ハローワーク	
		受給延長	◎	※1	-	◎	◎	◎	発行先	ハローワーク	
		受給しない/できない	受給しない(再就職の意思なし)	◎	※1	-	◎	◎	◎	発行先	ハローワーク
			受給できない(該当する書類)	◎	※1	-	◎	◎	◎	発行先	以前の勤務先
	事業を廃業	◎	※1	-	◎	◎	◎	発行先	税務署・保健所等		
収入がある方 (収入の見込みがある方も含む)	給与明細(直近3カ月分)および賞与明細(直近1年間で支給された分)	○	-	-	◎	◎	◎				
	給与支払(見込)証明書	(○)※5	-	-	(○)※5	(○)※5	(○)※5	発行先	勤務先 <small>所定のものがなければ健保HPより用紙取寄せ</small>		
	年金改定通知書(年金振込通知書)	○	-	-	◎	◎	◎				
	直近の確定申告書一式(第一表～第三表、収支内訳書等全て)※6	○	-	-	◎	◎	◎	申告者			
	雇用保険受給資格者証(全員)	○	-	-	◎	◎	◎	発行先	ハローワーク		
	傷病手当金の支給決定通知書(受給終了の時:満了通知書)	○	-	-	◎	◎	◎	発行先	以前の勤務先		
	出産手当金の支給決定通知書	○	-	-	◎	◎	◎	発行先	以前の勤務先		
その他の収入に関する書類	○	-	-	◎	◎	◎					
別居の方		○	-	○※8	◎	◎	◎	別居不可			
他に扶養能力者がいる方		-	○※9	○※9	○※9	○※9	○※9	◎※9			

※1 勤労者の場合は必要。

※2 義務教育課程である者は不要。

※3 市区町村国保以外の健康保険から脱退した場合は必要。退職による健康保険資格喪失の場合は「離職票」又は「退職証明書」も可。

※4 18歳未満の未就労者は不要。

※5 給与明細書・賞与証明書が用意できない場合に必要。

※6 事業収入がある方は合わせて「事業内容説明書」を提出すること。

※7 金融機関の「振込明細書写し(直近3カ月分)」又は「自動送金依頼書写し及び取引履歴照会確認書類(直近3カ月分)1枚で振込人・振込先(氏名)・振込日・振込金額を証明できるもの。金融機関等ネットバンキングの利用明細写し可・現金手渡し等不可。

被保険者が単身赴任の場合は送金証明書の代わりに「単身赴任証明書」を提出すること。

※8 就労歴のある学生。

※9 他の扶養能力者とは、申請対象者の配偶者や両親、申請対象者と同居している方等、被保険者の他に申請対象者を扶養している方又は扶養できる方のこと。

夫婦一方の申請の場合、申請対象者とその配偶者両方の収入証明が必要。子の扶養を申請する場合、配偶者が既に当組合の被扶養者として認定を受けている場合を除き、被保険者および配偶者の収入に関する証明が必要。(給与所得者は直近の源泉徴収票も必要)

※10 直近の給与明細書写しなど、雇用保険未加入が確認できる書類可。

※11 雇用保険資格喪失確認通知書写し可。